

鹿沼市内及び日光市内における環境森林行政に係る許認可事務一覧【開発事業関連】

手続きチェック	対象行為	対象地	対象規模	許可・届出	根拠法令	担当課	備考
必要 不要	林地における開発 ・太陽光発電施設設置 ・工場、店舗等の設置 ・住宅団地の造成 ・ゴルフ場の造成 ・レジャー施設等の設置 ・土石等の採掘 など	地域森林計画対象民有林 (5条森林) 保安林を除く	1haを 超える	許可	森林法第10条の2 (開発行為の許可)	鹿沼市林政課 ☎0289-63-2186 日光市農林課 ☎0288-21-5104	地域森林計画の対象区域については、左記 で確認できるほか、次の担当でも確認でき ます。 県西環境森林事務所 林業経営第一課 ☎0288-21-1229 保安林内では、開発行為は原則できませ ん。 保安林に関する問合せ 県西環境森林事務所 森づくり第一課 ☎0288-21-1232
			1ha 以下	届出	森林法第10条の8 (伐採及び伐採後の造林の届出)		
必要 不要	立木の伐採	地域森林計画対象民有林 (5条森林)	-	届出	森林法第10条の8 (伐採及び伐採後の造林の届出)	鹿沼市林政課 ☎0289-63-2186 日光市農林課 ☎0288-21-5104	
必要 不要	土地を掘削・盛土する行為 (土地の形質変更)	全ての土地	3,000㎡ 以上	届出	土壌汚染対策法第4条 (土壌汚染のおそれがある土地 の形質の変更が行われる場合 の調査)	県西環境森林事務所 環境対策課 ☎0288-23-1000	
必要 不要	鹿沼土の採取	鹿沼市内における 全ての土地	500㎡ 以上	許可	鹿沼市土採取事業規制条例第7条 (特定土採取事業の許可)	鹿沼市環境課 ☎0289-65-1064	
必要 不要	土砂等による土地の埋立て、 盛土その他の土地へのたい積	鹿沼市内又は日光市内 における全ての土地	500㎡ 以上	許可	鹿沼市土砂等の埋立て等による 土壌の汚染及び災害の発生に関 する条例第6条 日光市土砂等の埋立て等による 土壌の汚染及び災害の発生に関 する条例第9条	鹿沼市環境課 ☎0289-65-1064 日光市環境課 ☎0288-21-5152	

この一覧表は、一般的な開発事業等の事例において、栃木県県西環境森林事務所が関係する許認可を中心に、特に密接な関係が想定される関係法令を掲げたものです。個別の事例毎に、本資料に掲げていない法令(自然公園、建築、土木、農・商工業関係等の法令)に基づく許認可が必要となる場合があります。